

女性理事登用における目標値

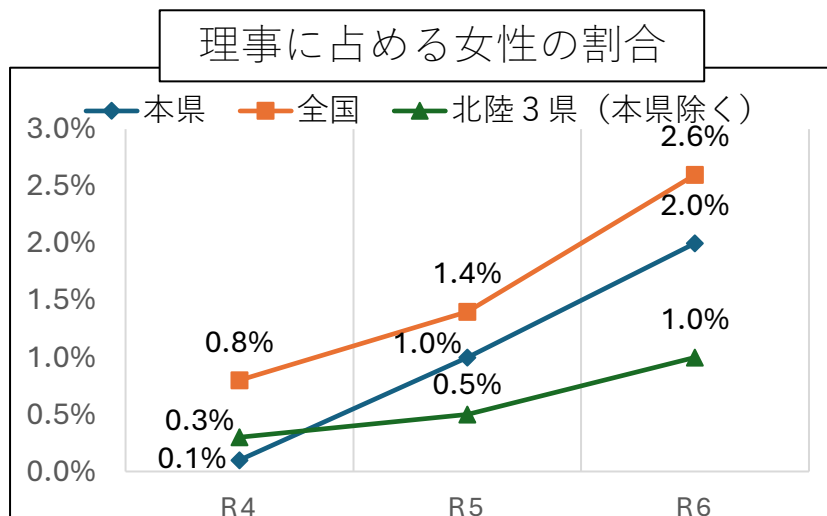
国の第6次男女共同参画基本計画（R8.3.13）及び土地改良長期計画（R7.9.12）において、「土地改良区の理事に占める女性の割合を10%以上にする」と示されています。

土地改良分野においても、組織の活性化や人員の確保に向けて、男女共同参画が求められており、目標達成に向けた取り組みが必要です。

新潟県の女性理事登用状況

新潟県における土地改良区（連合）の「理事に占める女性の割合」は年々増加傾向にあり、令和8年度2月末時点では、**2.6%**となり、**16土地改良区**で**22名**が就任しています。

土地改良区名	人数	土地改良区名	人数
三面川沿岸土地改良区	1	三島郡北部土地改良区	1
胎内川沿岸土地改良区	2	越路原土地改良区	1
豊浦郷土地改良区	2	魚沼市土地改良区	2
白根郷土地改良区	1	関川水系土地改良区	2
亀田郷土地改良区	1	和田土地改良区	1
十全土地改良区	1	国仲西部土地改良区	1
西蒲原土地改良区	2	羽茂土地改良区	1
刈谷田川土地改良区	2	小布勢土地改良区	1



※各年度末時点の割合で比較

女性理事に期待される役割等

- ・女性理事の発言等による理事会の活性化
- ・女性も働きやすい職場としての土地改良区のアピール
- ・女性視点からの職場の環境改善
- ・土地改良施設や土地改良区に関する地域住民への広報活動

女性理事就任までのフロー

女性理事候補となる人材の発掘

〈女性理事の発掘ルート〉

各地区への推薦呼びかけ、個別打診が考えられます。また、新潟県内では組合員の他、役員や職員の知人、土地改良区や農協のOG、元地方公務員の方が員外理事として活躍しています。

理事会にて登用方針の決定

〈土地改良区の求める人材等の検討〉

- ・員内又は員外理事
- ・役員報酬について
- ・登用人数
- ・理事として任せたい業務 等

総代会議決（※定款変更）

〈組合員（総代）に対する説明責任〉

女性理事登用にあたり、組合員の合意形成を図ることが重要です。また、理事定数を増やす場合や員外理事を登用する際は、定款の変更が必要です。

定款変更の知事認可

〈定款変更に係る留意点〉

役員定数は○人以上○人以内と規定することも可能です。土地改良区の登用方針に合わせて変更を行ってください

役員改選

理事就任

女性理事の意見交換会（R8.3.10開催）



女性理事のネットワークづくりに取り組んでいきます！！



意見交換会後に知事を表敬訪問しました！！

お問合せ先
新潟県農地部農地計画課土地改良団体係
Tel 025-280-5352